

# 東京都議会議員選挙

## 投票日は 7月2日(日) 午前7時～午後8時

投票日当日に投票所に行けない方は「期日前投票」ができます。投票日当日とは異なり、いずれの期日前投票所でも投票できます。  
【期日前投票の日時・投票所】区役所第1分庁舎1階ロビー・特別出張所(10か所)…7月1日(土)まで、いずれも午前8時30分～午後8時  
【問合せ】区選挙管理委員会事務局(第1分庁舎3階)☎(5273)3740へ。

### 自転車の保険に加入しましょう

自転車安全整備店で点検整備(有料)を受け、それを証明する「TSマーク」(左図、補償内容の異なる2種類があります)を自転車に貼ると、傷害保険・賠償責任保険に加入できます。  
また、損害保険会社が扱う火災保険や自動車保険等には「個人賠償責任保険」を特約として追加できます。詳しくは、各損害保険会社にお問い合わせください。  
【問合せ】交通対策課交通企画係(本庁舎7階)☎(5273)4265へ。



# 新宿応援セール

6月1日～20日にセール参加店で配布したスクラッチくじ方式の抽選券で、300円・100円の当たりくじをお持ちの方は、金額相当の金券として6月30日(金)まで使用できます。

使用できる店舗については、新宿区商店会連合会公式ホームページ「新宿ルーペ」(<http://shinjuku-loupe.info/>)をご覧ください。

【問合せ】産業振興課産業振興係☎(3344)0701、新宿区商店会連合会事務局☎(3344)3130へ。

## 平成29年第2回 区議会定例会 議決結果

- 区長が提出した議案は、全て可決されました。
- ◆予算案2件
  - 平成29年度補正予算
  - 平成29年度新宿区一般会計補正予算(第2号)
  - 平成29年度新宿区介護保険特別会計補正予算(第1号)
  - ◆条例案10件
  - 一部改正の条例
  - 新宿区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
  - 新宿区特別区税条例等の一部を改正する条例
  - 災害に際し応急措置の業

- 務等に従事した者の損害賠償に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区特別出張所設置条例の一部を改正する条例
- 新宿区立地域交流館条例の一部を改正する条例
- 新宿区立子ども園条例の一部を改正する条例
- 新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例
- 新宿区立子育て支援施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪

- 場の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 新宿区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例
- ◆その他5件
- 北新宿特別養護老人ホーム空調換気設備改修工事請負契約
- 中井駅周辺整備工事請負契約の変更について
- 災害用備蓄物資の買入れについて
- 特別区道の路線の認定について(2件)

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階)☎(5273)3505・☎(3209)9947へ。

### 28年度の公開請求の状況

実施機関	請求件数	公開の可否決定件数					未決定等
		公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	
区長	268件	81件	164件	2件	11件	0件	10件
教育委員会	35件	11件	16件	0件	2件	0件	6件
選挙管理委員会	1件	0件	0件	0件	1件	0件	0件
監査委員	1件	1件	0件	0件	0件	0件	0件
議会	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件
合計	306件	93件	181件	2件	14件	0件	16件

### 28年度の個人情報業務登録・個人情報ファイル登録・個人情報を含む業務委託の状況

実施機関	個人情報業務登録	個人情報ファイル登録	個人情報を含む業務委託
区長	1,643件	388件	383件
教育委員会	686件	52件	25件
選挙管理委員会	14件	7件	2件
監査委員	2件	0件	1件
議会	23件	3件	9件
合計	2,368件	450件	420件

### 28年度の目的外利用・外部提供・外部電子計算機との結合の状況

実施機関	目的外利用	外部提供	外部電子計算機との結合
区長	27件	60件	40件
教育委員会	1件	7件	4件
選挙管理委員会	2件	0件	0件
合計	30件	67件	44件

※目的外利用の件数は目的外利用を行う課が属する実施機関に集計しています。

### 28年度の自己情報の開示請求の状況

実施機関	請求件数	開示の可否決定件数					未決定等
		開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	
区長(※)	146件	72件	34件	1件	35件	0件	4件
教育委員会	1件	0件	1件	0件	0件	0件	0件
合計	147件	72件	35件	1件	35件	0件	4件

※請求件数と決定件数には、27年度中の請求に対する決定件数(区長6件)を含みます。

◆28年度は、自己情報の訂正請求・利用停止請求はありませんでした。

### 情報公開制度

区政情報(公文書)を、いつでも公開請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、審査請求をすることができ、その救済機関として情報公開・個人情報保護審査会を設置しています。

【請求できる情報】実施機関の職員が職務上作成または取得した文書・図画・電磁的記録で、当該実施機関の職員が組織的に利用するために保有するもの

【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

# 情報公開制度 個人情報保護制度 平成28年度の運用状況を お知らせします

### 個人情報保護制度

区民の皆さんのプライバシーを守るため、区が保有する個人情報の適正な管理と利用のルールを定めるとともに、皆さんが自分の個人情報の開示・訂正等を請求できる制度です。請求に対する決定に不服があれば、情報公開制度と同様、審査請求をすることができます。

### 個人情報業務の登録等

個人情報を取り扱う業務は、業務の目的やどのような個人情報記録を記録しているかなどを、個人情報業務登録簿に登録しています。

また、電子計算機で検索できるように体系的に構成した個

### 目的外利用・外部提供・外部電子計算機との結合

ある業務のために区が収集した個人情報、その業務の目的の範囲内でしか利用できません。業務の目的を超えて利用(目的外利用)できるのは、「本人の同意を得たとき」「区民の皆さんの福祉の向上を図るために適正に業務を行うとき」「法令に定めがあるとき」など一定の場合に限られます。

実施機関の保有する個人情報、区の機関以外へ提供すること(外部提供)も、同様に厳しく制限されています。

さらに、個人情報を処理する

### 自己情報の開示・訂正等の請求

実施機関が保有する個人情報について、本人は開示請求ができます。また、自己の個人情報に誤りがあれば、訂正請求ができます。実施機関が個人情報保護条例に反して個人情報を利用している場合には、利用停止請求ができます。

【請求できる方】区が保有している個人情報の本人であれば、どなたでも請求できます。

【請求方法】所定の請求書を各担当課の窓口へ提出してください。

区では、情報公開制度・個人情報保護制度により、区民の皆さんの区への参加の推進と個人情報保護の適正化に努めています。

2つの制度の実施機関である区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、議会の28年度(28年4月1日～29年3月31日)の運用状況の概要をお知らせします。詳しい内容は、区政情報センター(本庁舎1階)・区立図書館で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

【問合せ】区政情報課広報係(本庁舎3階)☎(5273)4064・☎(5272)5500へ。

※実績のない実施機関は、表への掲載を省略しています。

個人情報、個人情報ファイル簿に登録しています。これらの登録簿は、業務ごとに各担当課で保管し、どなたでも閲覧できます。

個人情報、個人情報ファイル簿に登録して、区の機関以外の電子計算機との通信回線による結合を行うこと(外部電子計算機との結合)も、一定の場合を除いて禁止されています。